平成２９年（フ）第５８８号
さいたま市見沼区東大宮７丁目67番地１504号
破産者　成塚　裕之
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６８号
静岡県島田市川根町家山375番地の１、住民票上の住所静岡県島田市伊太1172番地の５
破産者　轆轤　一成
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５号
静岡県湖西市新居町新居3020番地の２　サウスビラ101、旧住所静岡県島田市川根町家山375番地の１
破産者　轆轤金一郎
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１２８号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目５番33号　山王ハイツ101
破産者　赤澤　里奈
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９０号
愛知県みよし市東山台34番地30　シンシア東山台101号、開始決定時の住所愛知県西尾市吉良町木田祐言99番地
破産者　尾崎　三郎
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
愛知県西尾市吉良町吉田東郷36番地１シャンドフルールⅡ101号、開始決定時の住所愛知県西尾市一色町一色上屋敷163番地
破産者　加藤総一郎
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
兵庫県高砂市荒井町御旅１丁目５―21―206、住民票上の住所神戸市垂水区つつじが丘３丁目２番地の７
破産者　向井　孝一
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
鹿児島県霧島市国分広瀬４丁目19番３号
破産者　塩川　満夫
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第６０９号
大阪府泉大津市東雲町12番24号サンライフ・アイ202号
破産者　森　　澄載
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７６７号
札幌市厚別区厚別中央３条１丁目３番32号ルピナス大谷地302
破産者　須藤　正成
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２８号
新潟市東区はなみずき１丁目９番22号、開始決定時の住所新潟市東区河渡１丁目２番49号31
破産者　帆苅　一則
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１１号
福井県丹生郡越前町織田第112号18番地
破産者　泉　　満
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
秋田県能代市二ツ井町仁鮒字家後51番地２
破産者　藤田　純子
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第２４４０号
神奈川県藤沢市白旗４丁目11番27号、前住所神奈川県藤沢市遠藤3662番地の16
破産者　稲葉　一広
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５２号
川崎市宮前区土橋１丁目21番地14　コンフォート宮前平　405
破産者　清水　　充
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９０号
静岡県浜松市西区篠原町22555番地の６テラスハウス西、開始決定時の住所静岡県袋井市鷲巣950番地の６
破産者　大隅　雅和
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係